

平成27年度 笠原市民センター 第1回運営審議会

日時 平成27年6月17日(水)
午後2時00分から
場所 水戸市笠原市民センター

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

ア 平成26年度市民センター利用状況について

(2) 協議事項

ア 平成27年度市民センター運営方針及び重点目標について

イ 平成27年度市民センター定期講座について

ウ その他

4 閉 会

水戸市笠原市民センター運営審議会委員名簿

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

役職	氏名	備考
会長	久野 誠二	笠原地区総合自治連合会会長
副会長	荻谷 利明	笠原地区総合自治連合会副会長
副会長	長岡 興	笠原地区総合自治連合会副会長
委員	加藤 敬子	笠原地区総合自治連合会副会長 笠原地区女性会会長
委員	竹之内 美佳子	元笠原小学校PTA会長
委員	増田 年男	笠原小学校校長

平成26年度 市民センター利用状況について

【団体別利用状況】

区分	市民センター		社会教育団体		市・県		その他		合 計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
4	0	0	13	366	2	14	86	1,114	101	1,494
5	45	657	8	223	5	91	47	516	105	1,487
6	46	648	7	133	5	91	65	717	123	1,589
7	44	619	12	243	11	184	68	645	135	1,691
8	3	77	11	703	7	187	85	922	106	1,889
9	49	789	9	295	10	161	59	644	127	1,889
10	39	581	10	515	15	236	70	745	134	2,077
11	52	960	8	108	14	171	54	495	128	1,734
12	42	545	9	154	15	333	59	626	125	1,658
1	43	568	9	230	12	135	59	587	123	1,520
2	42	534	10	223	11	159	66	739	129	1,655
3	47	659	9	130	8	143	51	488	115	1,420
合計	452	6,637	115	3,323	115	1,905	769	8,238	1,451	20,103
25年度	472	6,267	106	1,913	68	976	593	6,685	1,239	15,841
比較	△ 20	370	9	1,410	47	929	176	1,553	212	4,262

【図書利用状況】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	25年度	比較
利用人員	0	3	2	2	10	3	1	1	1	0	6	4	33	161	△128
利用冊数	0	7	2	7	36	11	1	1	3	0	23	15	106	238	△132

参考

- 市民センター（市民センター主催事業）
定期講座（教室・クラブ），高齢者教育講座，女性教養講座，家庭教育学級，文化展等
- 社会教育団体
地区会，高齢者クラブ，女性会，子ども会関係，PTA等
- 市・県
水戸市関係各課，茨城県関係各課，保健センター（いきいき健康クラブ他）等
- その他
社会福祉協議会，民生・児童委員，町内会，婦人防火クラブ，食生活改善推進員等

【部屋別利用状況】

月		ホール	会議室	和室	調理室	図書室	合計
4	件数	48	21	30	2		101
	人員	883	254	335	22	0	1,494
5	件数	49	23	26	7		105
	人員	878	268	259	79	3	1,487
6	件数	61	27	28	7		123
	人員	905	320	289	73	2	1,589
7	件数	64	36	28	7		135
	人員	936	400	276	77	2	1,691
8	件数	44	36	23	3		106
	人員	1,047	549	221	62	10	1,889
9	件数	64	24	32	7		127
	人員	1,183	238	390	75	3	1,889
10	件数	63	29	32	10		134
	人員	1,330	273	343	130	1	2,077
11	件数	60	26	30	12		128
	人員	899	300	354	180	1	1,734
12	件数	66	25	25	9		125
	人員	965	248	360	84	1	1,658
1	件数	70	18	29	6		123
	人員	987	165	304	64	0	1,520
2	件数	61	28	33	7		129
	人員	978	272	330	69	6	1,655
3	件数	48	29	30	8		115
	人員	735	303	300	78	4	1,420
合計	件数	698	322	346	85		1,451
	人員	11,726	3,590	3,761	993	33	20,103
25年度 合計	件数	620	223	326	70		1,239
	人員	8,845	2,680	3,418	737	161	15,841
比較	件数	78	99	20	15		212
	人員	2,881	910	343	256	△ 128	4,262

平成 27 年度 水戸市市民センター運営方針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

笠原市民センター重点目標

I 地域コミュニティ活動の支援

1 自主的な地域コミュニティ活動の推進

昨年度作成した「地域コミュニティプラン」に基づき、地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色ある地域づくりや課題の解決に向けた活動への支援に努める。

2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

(1) 町内会（自治会）への加入促進

町内会（自治会）への加入率の低下は、市・地区会全体の課題であり、笠原地区においても、5月1日現在の加入率48.11パーセントと低い状況であるため、町内会長（自治会長）や地区会の関連団体と連携協力し、加入促進が図れるよう支援していく。

(2) 地域リーダーづくりの推進

市が実施している地域リーダー研修会への参加については、次世代を担う若い世代のリーダーの参加を促し、地域コミュニティ組織の継続化が図れるよう支援する。

(3) 地域コミュニティの活動状況等の情報提供

地域コミュニティの活動状況を広く知らせることは、町内会（自治会）への加入促進にもつながることから、広報紙の発行等への支援に努める。

3 市民センターの機能充実と有効活用

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、利用の少ない図書室を仮設のコミュニティルームとして活用できるよう整備を進める。

また、利用者の高齢化を配慮し、様式トイレの整備や老朽化したホールのカーテンについても整備を進める。

4 地域防災活動の推進

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うことから、今年度も笠原地区防災訓練の実施に向け、市の担当課や関連機関等との連絡調整を図り、より効果的な訓練となるよう支援する。

また、今年度予定している地区防災マップの作成に際しても、市の担当課や関連機関等との連絡調整を図り、様々な情報が盛り込まれる防災マップになるよう支援する。

II 生涯学習活動の推進

1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

(1) 学習活動の成果を発表する場の提供

定期講座の発表の場として、11月に文化展を開催する。限られたスペースを最大限に活用し、地区会の文化事業と同時に開催することで地域交流も図っていく。

平成27年度 定期講座応募状況一覧

1 教室（初心者対象）

講座名	講師名	開催日	募集人員	応募人員	備考
笠原俳句教室	天下井 誠 史	第2 (火)	20名	13名	
さわやか卓球教室	秋 山 幸	第2・4 (水)	15名	15名	

2 クラブ（自主運営・初心者可）

講座名	講師名	開催日	募集人員	応募人員	活動人員
茶道	福 田 幸 司	第2・4 (水)	2名	1名	15名
書道	大 橋 稔	第1・2・3 (火)	1名	—	18名
お菓子づくりA	塚 原 秩 子	第1 (木)	2名	1名	10名
お菓子づくりB	塚 原 秩 子	第3 (木)	—	—	16名
シルバークッキング	菊 地 ふさ子	第3 (金)	4名	3名	19名
絵手紙	茅 根 啓 子	第1・3 (木)	10名	—	11名
陶芸	長 岡 興	第1・3 (水)	5名	2名	18名
英会話	トニー・ロッシ・ジーノ	第1・3 (金)	10名	2名	16名
歌謡	金 沢 はるみ	第1・3 (日)	10名	4名	37名
演歌舞踊	石 川 満佐子	第1・2・3 (木)	5名	—	10名
オカリナ	野 内 敏 子	第1・3 (水)	5名	2名	13名
箏曲	笹 井 知 世	第1・3 (金)	—	—	10名
大正琴	阿久井 恵 美	第2・4 (水)	5名	1名	10名
ヨーガA	関 谷 真 央	第1・3 (火)	2名	2名	18名
ヨーガB	鯉 沼 千加子	第2・4 (火)	6名	6名	18名
空手体操	長谷川 智 行	第1～4 (月・木)	3名	—	12名
太極拳	江 面 久 子	第1・2・3 (月)	2名	2名	40名
エアビクス&ストレッチ	菊 池 真理子	第1・3 (月)	8名	9名	13名
フォークダンス	池 田 洋 子	第2・3・4 (木)	5名	1名	20名

○水戸市市民センター条例

平成 21 年 9 月 29 日

水戸市条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民環境部において行う。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

○水戸市市民センター条例施行規則

平成 22 年 3 月 30 日
水戸市規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水戸市市民センター条例(平成 21 年水戸市条例第 33 号。以下「条例」という。)第 14 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 水戸市市民センター(以下「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第 3 条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の 1 月前の日の属する月の初日から使用日の 3 日前までに、市民センター使用許可申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書(様式第 2 号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用期間の制限)

第 5 条 センターの使用は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第 6 条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の 3 日前までに市民センター使用変更(取消)申請書(様式第 3 号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更(取消)許可書(様式第 4 号)を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書(様式第5号)を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

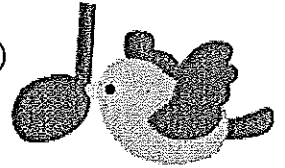
第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

定期講座募集のご案内

■申込期間 平成27年4月13日（月）から4月24日（金）
平日 9:00～16:30 土曜日 9:00～12:00



■申込方法

- ①下記「受講申込書」にご記入の上、笠原市民センターへ申し込みください。
なお、電話での申し込みは受け付けません。
- ②申し込みは、先着順に行い決定します。
- ③開講日は、必ず出席してください。欠席する場合は市民センターへご連絡ください。
- ④応募者が10名以下の場合、開講できない場合があります。その場合は申し込まれた方へご連絡いたします。

■会費納入

- ①会費は、開講日に納入していただきます。なお、納入後、途中でお辞めになる方への会費の返金は、原則としていたしませんのでご承知おきください。

■材料費等

- ①材料費・教材費・備品代等の徴収方法は、教室・クラブにより異なりますのでご承知おきください。

■問合せ先 笠原市民センター (Tel 243-3769)

◆一般教養講座のご案内◆

- いきいきカレッジ（高齢者対象）
- 女性セミナー
- 家庭教育学級（幼稚園児対象）
- 夏休み子ども教室（小学生対象）

◆図書の貸出し◆

- 児童・一般図書の貸出しを行っています。

◆各種証明書発行業務のご案内◆

- 戸籍・印鑑証明・住民票・市県民税・納税・固定資産税などの証明書の発行を行っています。
- 印鑑証明書の発行には「印鑑登録カード」が必要です。
- 証明書申請には免許証や保険証などの身分証明書の提示が必要です。
- 代理人が申請する場合は、原則として委任状が必要です。

キリトリ

平成27年度「定期講座」受講申込書

No. _____

講座名	教室・クラブ
フリガナ	
氏名	
住所	
連絡先	

【教室】 初心者対象

講座名	曜日	時間	会費 (月額)	募集 人数	講師名	開講日	場所	準備品等
笠原俳句教室	第2 (火)	9:30~ 12:00	1,000円	20名	天下井誠史	5/12	研修室	ノート・筆記用具 歳時記他
さわやか 卓球教室	第2・4 (水)	9:30~ 12:00	500円	15名	秋山 幸	5/12	ホール	用具・シューズ タオル他

【クラブ】 自主運営・初心者可

講座名	曜日	時間	会費 (月額)	募集 人数	講師名	開講日	場所	準備品等
エアロビクス & ストレッチ	第1・3 (月)	10:00~ 11:30	1,000円	8名	菊池真理子	5/11	ホール	ヨガマット・シューズ タオル他
絵 手 紙	第1・3 (木)	10:00~ 12:00	1,000円	10名	茅根 啓子	5/7	研修室	筆・墨・硯 絵具他
演 歌 舞 踊	第1・2・3 (木)	13:30~ 15:30	前後期各 10,000円	5名	石川満佐子	5/7	ホール	女性対象 扇子・着物
オ カ リ ナ	第1・3 (水)	10:00~ 12:00	1,000円	5名	野内 敏子	5/13	研修室	初心者歓迎 入会時案内
お菓子作りA	第1 (木)	9:30~ 12:00	1,000円 (材料費別)	7名	塚原 秩子	5/7	調理室	エプロン・三角巾 ふきん他
歌 謡	第1・3 (日)	19:00~ 21:00	1,000円	10名	金澤はるみ	5/10	ホール	歌の好きな方 筆記用具
空 手 体 操	第1~4 (月・木)	17:30~ 18:45	2,000円	3名	長谷川智行	5/7	ホール	年中~小6 空手着他
茶 道	第2・4 (水)	10:00~ 12:00	2,000円	2名	福田 幸司	5/13	和 室	男女対象 初心者歓迎
書 道	第1・2・3 (火)	10:00~ 12:00	1,000円	1名	大橋 稔	5/12	和 室	初心者歓迎 書道用具
シルバークッキング	第3 (金)	9:30~ 12:00	700円 (材料費別)	4名	菊地ふさ子	5/15	調理室	成人男女 エプロン・三角巾
太 極 拳	第1・2・3 (月)	13:30~ 15:30	1,000円	2名	江面 久子	5/11	ホール	初心者歓迎 運動着
大 正 琴	第2・4 (水)	13:30~ 16:30	2,000円	5名	阿久井恵美	5/13	研修室	琴 筆記用具
陶 芸	第1・3 (水)	9:30~ 12:00	前後期各 5,000円	5名	長岡 興	5/13	ホール	初心者歓迎 陶芸用具
フオークス ダンス	第2・3・4 (木)	10:00~ 12:00	1,300円	5名	池田 洋子	5/14	ホール	成人女性 運動着・シューズ
ヨ ー ガ A	第1・3 (火)	13:30~ 15:00	800円	2名	関谷 真央	5/19	和 室	ヨガマット又は バスタオル
ヨ ー ガ B	第2・4 (火)	13:30~ 15:00	800円	6名	鯉沼千加子	5/12		運動着 タオル他
英 会 話	第1・3 (金)	10:30~ 12:00	1,300円	10名	トニー・ ロッシ・ジーノ	5/1	研修室	18歳以上 筆記用具・電子辞書

※ お菓子づくりBクラブ・箏曲クラブについては、「空き待ち」の状況です。
よって、今回の募集はありませんのでご了承ください。